

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案(衆第九号)(衆議院提

出)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、二十五年以上在職し、表彰の議決があつた者が月額三十万円を受ける永年在職表彰議員特別交通費の制度を廃止すること。

二、議長、副議長及び議員の歳費月額を、平成十五年三月三十一日までの間、一割削減した額とすること。

三、五十年以上在職し、表彰の議決があつた者に年額五百万円の功労年金を支給することを規定した憲政功労年金法を廃止すること。

四、この法律は、平成十四年四月一日から施行すること。ただし、三は、平成十五年一月一日から施行すること。